

第36条 都道府県等における合議制の機関(都道府県や市町村の審議会)

都道府県は、地方審議会をつくらなければなりません。地方審議会は、都道府県障害者計画について意見を出します。地方審議会は、都道府県障害者計画が計画通りに行われているかどうかを調べ、行われていないときは注意します。

政令指定都市は、地方審議会をつくらなければなりません。地方審議会は、政令指定都市の障害者計画について意見を出します。地方審議会は、政令指定都市の障害者計画が計画通りに行われているかどうかを調べ、行われていないときは注意します。

市町村は、地方審議会をつくることができます。地方審議会は、市町村障害者計画について意見を出します。地方審議会は、市町村障害者計画を進めるために必要なことを調べます。また、地方審議会は、市町村障害者計画が計画通りに行われているかどうかを調べ、行われていないときは注意します。また、地方審議会は、いろいろな役所に関係することを調べて話し合います。

附 則 (そのほか) の主なもの

第1条

政策委員会はこの法律が始まってから1年以内につくらなければなりません。

第2条

国は、3年後に、改正された障害者基本法がしっかりと行われているかどうかを調べて、その結果に基づいて必要なことをしなければなりません。

国は、障害のある人が必要な支援を受けて自立した生活ができるようにするために、保健(健康でいられること)や医療(病院に行ったり医者に見てもらふこと)、福祉(必要なときに助けてもらうこと)がお互いに協力することなど、障害のある人への支援について考え、その結果に基づいて必要なことをします。

このパンフレットは「改正障害者基本法」を一人でも多くの皆様にわかりやすく伝えたいという私たち推進会議の思いをこめてつくりました。しかし、十分でないところもあるかと思ひます。

たとえば、このわかりやすい版のもとになった改正障害者基本法には「可能な限り」(できるだけ)ということばが6回(第3条で2回、第14条で1回、第16条で2回、第17条で1回)でできますが、その説明は省略しています(ただ、「可能な限り」(できるだけ)は、弱くする言い方ではなく、できるようにするために最大の努力をするという意味だという説明が国会でありました。)

ぜひ皆様に工夫していただければ幸いです。